

## 平成24年度適用税制改正

シェアする 0

ポスト

最終更新日：平成24年4月26日

### 扶養控除の見直し

#### ■年少扶養控除の廃止（住民税・所得税）

子ども手当の創設に伴い、年少扶養親族（16歳未満の扶養親族）に係る扶養控除が廃止されました。

#### ■特定扶養控除の上乗せ部分の廃止（住民税・所得税）

特定扶養親族（16歳以上23歳未満の扶養親族）は、高等学校の授業料無償化に伴い、16歳以上19歳未満の扶養親族に限って、扶養控除の上乗せ部分が廃止されました。

※19歳以上23歳未満の特定扶養控除は変更ありません。

控除対象 扶養親族 の年齢	改正前の控除額		改正後の控除額	
	所得税	住民税	所得税	住民税
	平成22年分まで	平成23年度まで	平成23年分から	平成24年度から
16歳未満	38万円	33万円	控除対象外	
16歳以上 19歳未満	63万円	45万円	38万円 (上乗せ部分 25万円廃止)	33万円 (上乗せ部分 12万円廃止)
19歳以上 23歳未満	63万円	45万円	63万円	45万円

#### ■同居特別障害者加算の特例の改組（住民税・所得税）

年少扶養控除の廃止に伴い、扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養（または配偶者）控除の額に金額を加算する措置（同居特別障害者加算の特例措置：住民税23万円（所得税35万円））は、特別障害者控除の額に加算するように改められました。

※同居特別障害者加算の対象を、扶養（または配偶者）控除から、特別障害者控除に改組。

全体としての控除額は変わりません。

【改正前】

<b>扶養(または配偶者)控除</b> 一般扶養 33万円(所得税38万円) 特定扶養控除 45万円(所得税63万円) 老人扶養親族 38万円(所得税48万円) 同居老親扶養 45万円(所得税58万円) 配偶者控除 33万円(所得税38万円) 老人配偶者控除 38万円(所得税48万円)	扶養(または配偶者)控除
同居特別障害者加算: +23万円 (所得税+35万円) 上記の <b>扶養(または配偶者)控除</b> へ加算	

+

<b>特別障害者控除30万円(所得税40万円)</b>
-----------------------------

同居特別障害者加算の対象を扶養(または配偶者)控除から、特別障害者控除に改組。改組ですので、全体としての控除額は変わりません。

【改正後】

<b>扶養(または配偶者)控除</b> 一般扶養 33万円(所得税38万円) 特定扶養控除 45万円(所得税63万円) 老人扶養親族 38万円(所得税48万円) 同居老親扶養 45万円(所得税58万円) 配偶者控除 33万円(所得税38万円) 老人配偶者控除 38万円(所得税48万円)
---

+

<b>特別障害者控除30万円(所得税40万円)</b>
-----------------------------

同居特別障害者加算: +23万円 (所得税+35万円) 上記の <b>障害者控除</b> へ加算
--

## 寄附金控除の拡充

### ■寄附金控除の適用下限額の引下げ(住民税)

※所得税は22年分から適用されています。

平成24年度に課税される住民税より、寄附金税額控除適用下限額が、5,000円から2,000円へ引き下げられました。

### ☆住民税の寄附金控除額の計算方法

#### ●都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)

基本控除額と特例控除額の合計額を住民税から控除します。

基本控除額 = [寄附金(※1) - 2,000円(適用下限額)] × 10%

特例控除額(※2) = [寄附金(※1) - 2,000円(適用下限額)] × (90% - (下記の割合))

所得税の課税所得	195万円以下	195万円超 ~330万円以下	330万円超 ~695万円以下	695万円超 ~900万円以下	900万円超 ~1,800万円以下	1,800万円超
割合	5%	10%	20%	23%	33%	40%

#### ●上記以外に対する寄附金

基本控除額のみを住民税から控除します。

基本控除額 = [寄附金(※1) - 2,000円(適用下限額)] × 10%

(※1) 総所得金額の30%が限度額です。

(※2) 住民税所得割(調整控除後)の10%が限度額です。

### このページについてのお問い合わせ

総務部税務課市民税係

住所: 〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1

電話: 0470-22-3262

FAX: 0470-23-3115

E-mail: zeimuka@city.tateyama.chiba.jp



館山市役所  
法人番号 5000020122050

〒294-8601 千葉県館山市北条1145-1 ([所在地と地図](#))

電話：[直通電話番号一覧](#) 又は 0470-22-3111 (代表電話)

ファックス：0470-23-3115

開庁時間 (受付時間)：9時から16時30分

[サイトのご利用にあたって](#) | [プライバシーポリシー](#) | [リンクについて](#)

© Copyright Tateyama City. All Rights Reserved.